

**令和2年度
新宿区立高田馬場創業支援センター
及び
新宿区立新宿消費生活センター分館
指定管理者の管理業務に係る事業評価結果**

令和3年9月

新宿区

【目次】

I	事業評価の目的	2
II	評価の概要	3
III	評価結果	
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果	5
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果	7
IV	施設の概要	9
◎参考資料		
1	新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	11
2	新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る 事業評価に関する要綱	13
3	評価委員名簿及び評価委員会開催実績	15
4	施設の利用・収支状況	16

I 事業評価の目的

新宿区では、旧シルバー人材センターの跡地を活用し、平成23年10月に消費者団体の活動支援などの機能の充実を目的とする「新宿区立新宿消費生活センター分館」の移転と併せ、同一建物内に中小企業の新たな創業支援などを行うため「新宿区立高田馬場創業支援センター」を開設しました。創業支援センターでは、オフィススペースの提供だけでなく、常駐する専門の職員が創業に必要な相談や情報提供等を行い、「創業の準備段階」から「経営革新」まで必要なノウハウの習得を支援し、企業家育成を行います。消費生活センター分館では、消費者団体の広報活動を支援するほか、地域住民への消費生活向上のための情報提供や施設の貸し出しも継続的に行います。

また、両施設の管理運営については一元管理とし、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入することとしました。

これに伴い、区の審査及び区議会の承認を経て、平成23年10月1日から指定管理者による管理を開始し、第3期指定管理期間である平成31年4月1日からは有限会社そーほっとが管理業務を行っています。

指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、指定管理者から提出される事業計画書に基づき、区と指定管理者が締結する協定書等で定めており、区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者評価委員会を開催し、管理業務の事業評価を実施しています。

高田馬場創業支援センター及び新宿消費生活センター分館においても、評価の結果を今後の管理業務に反映し、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、指定管理者評価委員会の委員による評価を踏まえ、令和2年度の事業評価（令和2年4月から令和3年3月までの1年間の業務実績について評価）を行いました。

Ⅱ 評価の概要

評価は、「新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」及び「新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会

2 評価委員会の構成

5名（外部有識者等3名、内部委員2名）

構成員は、新宿区産業コーディネーター（大学准教授）、中小企業診断士、新宿消費生活センター分館利用団体代表、文化観光産業部文化観光課長、文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長です。

3 評価項目

評価項目は、次の5項目です。

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された令和2年度事業報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会開催当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答によって評価を行いました。

5 評価方法

評価は、各委員が個別評価及び総合評価を行い、評価の平均値を踏まえ、区が全体評価を決定しました。評価の基準は、「指定管理者の事業評価に係る運用指針」に基づき、次のとおりとしています。

総合評価の平均値	評価基準
3.5以上	4 優良
2.5以上3.5未満	3 良
1.5以上2.5未満	2 適当
1.0以上1.5未満	1 課題あり

Ⅲ 評価結果

1 新宿区立高田馬場創業支援センターの評価結果

(1) 全体評価

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり全体評価を決定しました。

	評価項目	評価
個別 評価	(1) 施設の運営に関すること	2.8
	(2) 利用・サービスに関すること	3
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3
	(4) 管理運営経費に関すること	2.6
	(5) 事業に関すること	3
総合評価		3.2
全体評価		3 (良)

※参考

	評価項目	委員					合計
		A	B	C	D	E	
個別 評価	(1) 施設の運営に関すること	2	4	4	2	2	14
	(2) 利用・サービスに関すること	3	3	4	2	3	15
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3	3	4	2	3	15
	(4) 管理運営経費に関すること	2	3	4	2	2	13
	(5) 事業に関すること	3	3	4	2	3	15
総合評価		3	4	4	2	3	16

(2) 各項目に対する個別評価及び総合評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価】

施設運営は、事業計画に基づき適切に行われていた。区内創業者数は昨年 6 名のところ、今年度は 5 名でほぼ同数を維持できた。区と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に努めていた。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用・サービスに関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価】

利用者の要望を把握し、コロナ禍に対応した補助金や融資情報の提供が行われていた。新型コロナの影響を受ける利用者・相談者に対し、相談業務を積極的に行うなど、適切な利用者支援が実施されていた。その結果、利用者アンケートは回答者の 9 割以上が「良い」と答えており結果は良好だった。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価】

施設の外観は保たれており、利用者アンケートでも、館内の清掃や新型コロナウイルス感染症対策について高い評価を受けるなど、適切な施設管理が行われていた。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価】

事業計画に基づき適正に運営されていた。会計処理も適切であったと認められた。

⑤ 事業に関すること

創業支援センターの事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価】

新型コロナウイルス感染症の影響により計画通り実施できない事業もあったが、セミナーをオンラインに切り替えて開催するなど、工夫がみられた。

⑥ 総合評価

事業計画に基づき事業の実施・サービス向上に努め、利用終了者のうち区内創業者は5名と、昨年度の6名とほぼ同数を維持しており、施設は良好に運営されていた。コロナ禍で予定されていた事業の変更などもあったが、適切な感染症対策を行いつつ、これまでと同水準の利用者支援を行い、適切な相談業務やオンラインセミナーを取り入れた点は評価できる。今後も産業や創業のトレンドを把握し、創業者の区内定着と創業人数の増へより一層の支援を実施されたい。

2 新宿区立新宿消費生活センター分館の評価結果

(1) 全体評価

各委員による評価を踏まえて、以下のとおり全体評価を決定しました。

	評価項目	評価
個別 評価	(1) 施設の運営に関すること	2.6
	(2) 利用・サービスに関すること	3
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3
	(4) 管理運営経費に関すること	2.6
	(5) 事業に関すること	2.6
総合評価		2.6
全体評価		3 (良)

※参考

	評価項目	委員					合計
		A	B	C	D	E	
個別 評価	(1) 施設の運営に関すること	2	3	4	2	2	13
	(2) 利用・サービスに関すること	3	3	4	2	3	15
	(3) 施設・設備の管理に関すること	3	3	4	2	3	15
	(4) 管理運営経費に関すること	2	3	4	2	2	13
	(5) 事業に関すること	2	3	4	2	2	13
総合評価		2	3	4	2	2	13

(2) 各項目に対する個別評価及び総合評価

① 施設の運営に関すること

施設の運営に関して「利用率・稼働率」、「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」、「その他施設の運営」の観点から評価を行いました。

【評価】

施設運営は、事業計画に従って適切に行われていた。新型コロナウイルス感染症の影響による利用中止や利用時間制限等があり、稼働率は目標に届かなかった。

② 利用・サービスに関すること

施設の利用に関して「利用手続」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」、「個人情報等の適切な対応」の観点から評価を行いました。

【評価】

概ね良好であり、丁寧な対応と利用者への要望に的確に対応できている。

③ 施設・設備の管理に関すること

施設・設備の管理に関して「施設・設備管理」、「施設修繕・備品管理」、「省エネルギー・省資源」の観点から評価を行いました。

【評価】

施設的美観は保たれており、利用者アンケートでも、館内の清掃や新型コロナウイルス感染症対策について高い評価を受けるなど、適切な施設管理が行われていた。

④ 管理運営経費に関すること

管理運営経費に関して「適正な会計」、「目標の達成」、「経費節減、収入・利益率確保の努力」の観点から評価を行いました。

【評価】

利用料収入は大幅な減となったが、会計処理は概ね適正に実施された。新型コロナウイルス感染症対策の影響を直接受ける事業であり、今回の結果はやむを得ない。新型コロナウイルス収束後に向けた新たな計画をする必要がある。

⑤ 事業に関すること

新宿消費生活センター分館の事業運営に関して「事業実施」、「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価】

事業計画に基づいた事業はオンラインで開催し、効果的・効率的に実施された。アンケートによると、ニュースレターの認知度が低いため、消費者への周知方法を工夫すること。

⑥ 総合評価

事業計画に基づき管理業務は適切に行われていた。接遇については満足度が高く、利用者の評価も高い。新型コロナウイルス感染対策の影響で、利用率など目標を大きく下回った部分もあったが、セミナーのオンライン配信などコロナ禍に対応した事業を実施した点は評価できる。

引き続き、センターの認知度、利用者を増やすための情報発信、ホームページだけではなく利用につながる広報活動の実施強化を期待する。また、新型コロナウイルス感染症収束後をどう対応するか、会議室や調理室などの稼働率の向上について、さらなる努力をすること。

IV 施設の概要

- 1 所在地 新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号
- 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階
(昭和 60 年 11 月築)
- 3 規模 敷地面積 269.29 m²
延床面積 603.52 m² (地下 1 階倉庫等 109.15 m²含む)

階数	施設	室名
3 階 (164.76 m ²)	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室 資料コーナー
2 階 (168.82 m ²)	高田馬場創業支援センター	シェアードオフィス(10 席) 交流スペース、相談室、資料コーナー
1 階 (160.79 m ²)	高田馬場創業支援センター	個室オフィス(2 室)、会議室兼商談室
	新宿消費生活センター分館	グループ活動室

- 4 開設年月日 平成 23 年 10 月 1 日
- 5 開館時間 8 : 30 ~ 24 : 00
※新宿消費生活センター分館は 22 : 00 まで
- 6 休館日 年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
- 7 管理業務の概要
- (1) 施設運營業務
受付・案内業務、庶務事務等
- (2) 施設管理業務
清掃業務、保安警備業務、各種設備保守点検業務、備品管理業務等
- (3) 高田馬場創業支援センターに関する業務
産業に関する情報の収集及び提供、創業支援等の専門職員による面

- 接・指導業務、専門家相談・セミナー開催等による創業支援事業等
- (4) 新宿消費生活センター分館に関する業務
消費生活に関する情報の収集及び提供、分館施設の利用承認事務、利用料金の収納事務、消費者団体の活動支援等

8 令和2年度特記事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用中止等を行った期間及び対応は以下のとおり。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 高田馬場創業支援センター | |
| 不要不急の利用自粛要請 | 令和2年4月8日～7月14日 |
| 夜間の利用自粛要請(20時以降) | 令和3年1月8日～ |
| (2) 新宿消費生活センター分館 | |
| 団体利用自粛要請 | 令和2年3月28日～4月5日 |
| 利用中止 | 令和2年4月6日～7月14日 |
| 夜間の利用時間変更(20時以降) | 令和3年1月8日～ |

新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する
要綱

平成 26 年 6 月 11 日

26 新地産産第 647 号

一部改正地域文化部長決定

平成 28 年 3 月 18 日

27 新地産産第 2842 号

一部改正地域文化部長決定

令和 2 年 6 月 1 日

2 新文産産第 1043 号

一部改正文化観光産業部長決定

令和 3 年 4 月 1 日

3 新文産産第 1369 号

一部改正文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立高田馬場創業支援センター（以下「創業支援センター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする創業支援センターの事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日ま

でとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 各委員は、創業支援センターの指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価を行うものとする。評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部産業振興課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価
に関する要綱

26 新地消消第 383 号 平成 26 年 6 月 11 日 地域文化部長決定
改正 28 新文消消第 79 号 平成 28 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 2 新文消消第 224 号 令和 2 年 6 月 1 日 文化観光産業部長決定
改正 3 新文消消第 14 号 令和 3 年 4 月 1 日 文化観光産業部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区立新宿消費生活センター分館（以下「消費生活センター分館」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 事業評価を行うため、新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 各委員は、第 1 条の目的とする消費生活センター分館の事業評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。

(1) 外部有識者等 3 名

(2) 内部委員 2 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 各委員は、消費生活センター分館の指定管理者が提出した事業報告書及びその他委員会が必要と認める書類について、別表に定める評価基準により評価

を行うものとする。

2 前項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用・サービスに関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

3 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(評価結果の決定)

第7条 区長は、各委員の評価を踏まえ、評価結果を決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光産業部消費生活就労支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

評価委員会名簿及び評価委員会開催実績

1 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館 指定管理者評価委員会委員

役 職	氏 名	備考
学識経験者等（新宿区産業コーディネーター、東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 准教授）	金子 憲	委員長 （互選による）
学識経験者等 （新宿区中小企業診断士会 会長）	平山 薫	
学識経験者等 （新宿区消費者団体連絡会 副会長）	小野 清	
内部委員 （文化観光産業部文化観光課長）	菊地 加奈江	
内部委員 （文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長）	片岡 丈人	

2 新宿区立高田馬場創業支援センター及び新宿区立新宿消費生活センター分館 指定管理者評価委員会の開催実績

(1) 日時 令和3年7月27日（火）午後2時30分～4時

(2) 場所 新宿区立新宿消費生活センター分館 3階会議室

(3) 出席者

評価委員 金子委員、平山委員、小野委員、菊地委員、片岡委員
 指定管理者 有限会社そーはっと（事業説明及び質疑応答のため）
 事務局 産業振興課、消費生活就労支援課

(4) 内容

- ① 評価方法等概要説明
- ② 指定管理者による事業説明
- ③ 主管課の意見説明
- ④ 指定管理者との質疑応答
- ⑤ 各評価委員による評価
- ⑥ 施設所管課による各委員の評価の取りまとめ

施設の利用・収支状況

1 高田馬場創業支援センター利用状況等

(1) 高田馬場創業支援センター利用実績

(単位：人)

年度	利用申請者数	利用承認者数	退所者数	退所者内訳			年度末利用者数
				創業	経営改善	断念等	
23	17	15	1	0	0	1	14
24	26	24	8	7	0	1	30
25	14	13	16	6	4	6	27
26	21	19	22	11	7	4	24
27	14	12	15	7	3	5	21
28	14	11	17	15	1	1	15
29	16	13	7	7	0	0	21
30	17	16	14	12	0	2	23
元	20	19	11	10	0	1	31
2	11	11	12	7	1	4	30
計	170	153	123	82	16	25	

(2) 創業者等内訳

(単位：人)

区分	創業	経営改善	計
区内	53	9	62
区外	29	7	36
計	82	16	98

(平成23年10月からの累計、令和3年3月31日現在)

(3) シェアードオフィス等利用実績

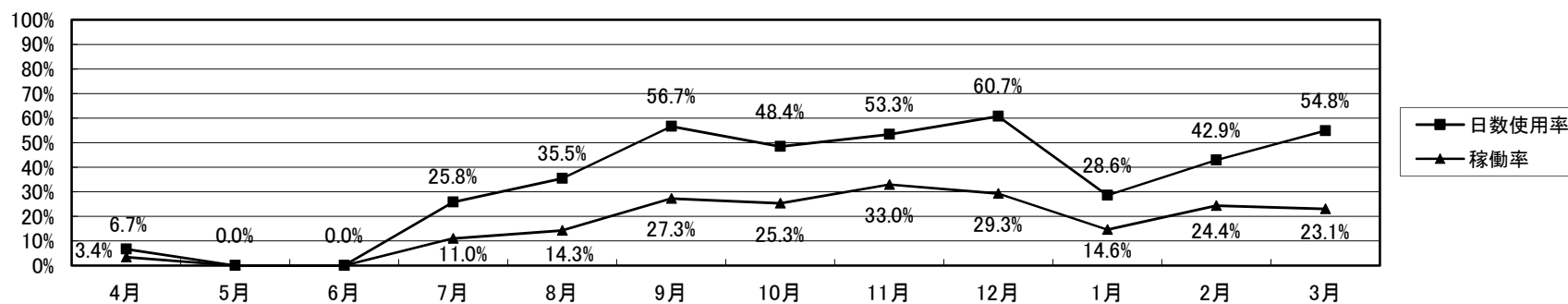
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延利用者数(人)	90	92	136	130	137	119	141	122	119	131	110	153	1,480
開設日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
1日当たり利用者数(人)	3.0	3.0	4.5	4.2	4.4	4.0	4.5	4.1	4.3	4.7	3.9	4.9	4.1 (平均値)

2 新宿消費生活センター分館会議室等利用状況

(1) 会議室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359		
使用日数 (B)	2	0	0	8	11	17	15	16	17	8	12	17	123		
日数使用率 (B/A)	6.67%	0.00%	0.00%	25.81%	35.48%	56.67%	48.39%	53.33%	60.71%	28.57%	42.86%	54.84%	34.26%		
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1,053		
内訳	使用区分数 (C)	3	0	0	10	13	24	23	29	24	12	20	21	179	
	午前	1	0	0	3	3	10	3	8	7	4	10	8	57	
	午後	2	0	0	5	4	9	11	10	12	5	8	11	77	
	夜間	0	0	0	2	6	5	9	11	5	3	2	2	45	
稼働率 (C/D)	3.41%	0.00%	0.00%	10.99%	14.29%	27.27%	25.27%	32.95%	29.27%	14.63%	24.39%	23.08%	17.00%		
利用者数 (人)	10	0	0	65	65	251	199	303	223	92	189	223	1,620		

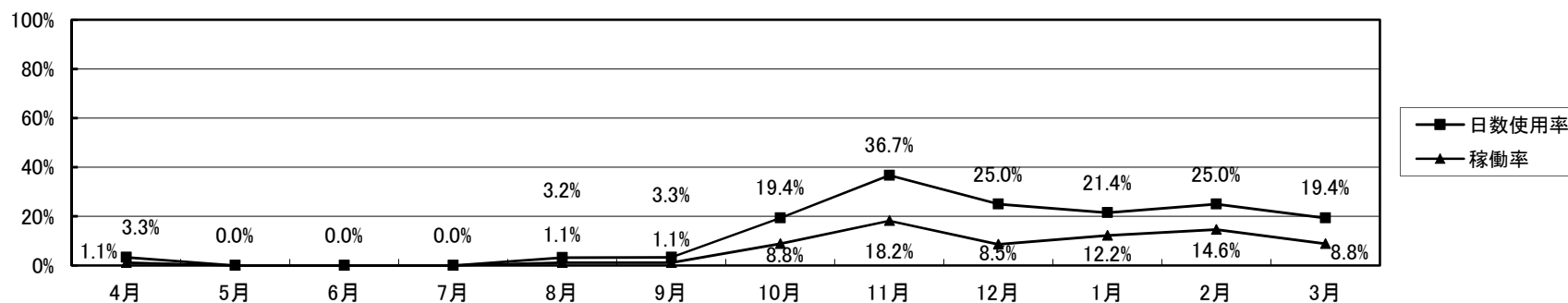
(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



(2) 調理室兼商品テスト室の月別日数使用率、稼働率

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
使用可能日数 (A)	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
使用日数 (B)	1	0	0	0	1	1	6	11	7	6	7	6	46
日数使用率 (B/A)	3.33%	0.00%	0.00%	0.00%	3.23%	3.33%	19.35%	36.67%	25.00%	21.43%	25.00%	19.35%	12.81%
使用可能区分数 (D)	88	91	88	91	91	88	91	88	82	82	82	91	1053
使用区分数 (C)	1	0	0	0	1	1	8	16	7	10	12	8	64
内訳	午前 1	0	0	0	0	1	4	0	4	5	2	17	87
	午後 0	0	0	0	0	1	3	4	2	6	7	5	133
	夜間 0	0	0	0	1	0	4	5	0	0	1	19	127
稼働率 (C/D)	1.14%	0.00%	0.00%	0.00%	1.10%	1.14%	8.79%	18.18%	8.54%	12.20%	14.63%	8.79%	6.08%
利用者数 (人)	7	0	0	0	5	6	69	163	63	55	72	55	495

(注：使用可能区分数(D)はメンテナンスのための2枠を除く)



3 管理経費収支状況

(単位：円)

項目		予算額	収入済額	差引	内訳
収入項目	施設利用料金収入	1,655,000	332,300	▲1,322,700	新宿消費生活センター分館 施設利用料金収入
	会議室利用料	951,000	223,850	▲727,150	
	調理室利用料	459,000	76,950	▲382,050	
	付帯設備利用料	245,000	31,500	▲213,500	
	コピー・プリント収入	120,000	75,872	▲44,128	高田馬場創業支援センター コピー&プリンター収入
	指定管理料収入	50,325,000	49,106,545	▲1,218,455	
	指定管理料	50,025,000	48,807,895	▲1,217,105	企画事業中止など
	修繕費	300,000	298,650	▲1,350	
収入合計(A)		52,100,000	49,514,717	▲2,585,283	

項目		予算額	支出済額	差引	内訳
支出項目	人件費等	30,927,000	26,871,367	4,055,633	施設長、消費担当職員、施設管理担当職員、受付担当職員、アルバイト職員、社保など
	管理費	14,863,000	12,681,045	2,181,955	事務・施設に関する消耗品、新聞・書籍、印刷費、コピー機に関するトナー、リース料(複合機、給茶機)、通信費、修繕費、日常・定期清掃、保守点検、機械警備、ネットワーク保守、壁面緑化維持管理、電気、ガス、水道他
	事務経費等	6,310,000	4,945,206	1,364,794	保険料、租税公課、法人本部管理費、(税理士・社労士費用など)、企画事業費、福利厚生費、支払手数料
支出合計(B)		52,100,000	44,497,618	7,602,382	

差引収支 (C) = (A) - (B)	5,017,099
---------------------------------------	------------------

(空白のページ)